(質問の

内閣衆質五 五. 第一 号

昭和四十二年三月十七日

内 閣 総 理大臣 佐 藤 榮 作

衆 議 院 議 長 石 井 光 次 郎 殿

衆議 院 議員春日一 幸君提出政 府関係 機関の抵当権設定 0 あ り方に関する質問に対 į 別紙答弁

書 を送付す る。

衆 議 院 議 員 春 日 一 幸 君提 出 政 府 関係 機 関 \mathcal{O} 抵当 権 設定 0) あ り方 に 関 する 質 問 に . 対す

る答弁書

公

庫

事

業

団

は主務大臣

0

認可を受けてその原

則を業務方法書に定め

(住宅·

金

融

公

庫

産

業

労

住宅 金融 公庫、 雇用促進事 · 業 団 (以下「公庫、 事 業団」 とい , う。 \mathcal{O} 抵当権の設定につい ては、

働 者 住 宅 資 金 融 通業務方法書第 〇条、 雇 用 促 進 事 業 寸 雇 用 促 進 事 業 寸 般 業 務 方 法 書 第

 \bigcirc 兀 条 0 八)、 この 業 務 方 法 書 に 基 一づき、 相 手 方 \mathcal{O} 個 別 0 財 産 状 態 に 応 じ 金 融 的 判 断 に ょ り、

実際の運用を行なつている。

公 庫 事 業 寸 \mathcal{O} 実 際 \mathcal{O} 運 用 と L て は、 融 資 物 件 た る 建 物 \mathcal{O} 担 保 価 値 が、 + 分で あ る 場 合 に

は、 更に 当 該 敷 地 を 担 保 に 徴することは な ** \ が、 担 保 価 値 が + · 分 で な ۱ را と 認 8) 5 れ . る場 合 に お

1 ては、 必 要と認 める限度に おい て増担 保を徴することとしている。

融

資

物

件

たる

建

物

0

敷

地

にすで

に先順

位

の抵当権

が設定され

てい

る場合に

は、

公

庫、

事

業

寸

資 る。 で、 融 資 的 え 合 は 資 物 な 7 が に に 公 庫 増 物 多 増 係 件 1 < 担 担 件 る た 担 が 保 た 産 る 保 事 融 保 業 業 建 と と る 資 物 建 L 労 建 物 物 件 寸 L 物 件 働 に 7 物 \mathcal{O} が て が た 者 担 他 \mathcal{O} 当 当 0 る 当 担 住 保 1 \mathcal{O} 該 該 保 建 宅 該 価 物 7 敷 敷 等 物 件 値 敷 価 は 地 地 地 を 値 \mathcal{O} は t 取 に لح 徴 得 に が 担 建 切 0 す + 保 <u>\\</u> 物 価 0 1 n 地 ることが 分 額 7 価 価 て 離 で 条 لح て 値 額 抵 さ 件、 ₽ な が に 処 当 れ 分 抵 1 建 比 権 る 必 場 築 建 当 L 価 を لح 要 合 7 権 価 物 額 設 建 کے が 相 を 額 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 物 な でてく 当 間 設 ょ 形 す \mathcal{O} る。 定 り 低 態 に 担 ること 5 等 カン 1 相 保 ることに な 場 当 せ カン 価 れ り 5 合 る \mathcal{O} が 値 は 低 場 が 開 L 適 12 < 多 必 7 き 合 当 大 な 5 な 処 が 7 が き な ず らざ うえ り、 分 価 あ あ 方 < る L る 法 影 るを に、 ŧ 融 額 場 ことに と考え 響 資 当 合 が す 得 該 物 か 公 が る 件 敷 な な 庫 通 0 る、 場 た 地 1 り 例 1 こと 合 る 低 事 7 で で と が あ 建 < 業 は あ L 多 カン な る 物 寸 ŋ て に ら、 る 1 必 \mathcal{O} 般 \mathcal{O} 要 場 融 1 加 融

とな は、 1 . こ と り、 土 か 地 債 5 \mathcal{O} 4 権 0 建 \mathcal{O} 確 物 競 保 売 は 上 ک が 支障をきたすので貸付をし 行 れ を な 当 わ 然 れ に る 公 存 算 続 さ が せ 大 で る あ 根 り、 拠 て を いな 失 競 売 う 7 結 が 行 が 果 な わ 公 無 庫、 価 れ ると、 値 と 事 業団 な る 法 とも 定 場 地 合 次 上 が 0 生ず 権 ょ は う 生 ること な条 じ な

件を充足すれば貸付けることとしている。

1 当 該 敷 地 が 分 筆 可 能 な場合には、 建 物 0 建ぺ **,** , 率等を考慮 L て 融 資 物件たる建 物 に 必 要と

認

 \Diamond

5

れ

る

部

分

0

4

を分筆して、これ

に

第

--

順

位

 \mathcal{O}

抵

当

権

を設定す

れ

ば

足

りる。

口 当 該 敷 地 に 0 1 て 既 に 第 順 位 \mathcal{O} 抵 当 権 が 設 定 さ れ 7 l, て ŧ, な お 当 該 敷 地 だ け で 融 資 債

権 を 担 保 す る 12 + 分 な 余 力 が あ る と 認 8 5 ħ る 場 合 に は、 当 該 敷 地 12 第二 順 位 \mathcal{O} 抵 当 権 を 設

定することとすればよい。

ハ 当 該 敷 地 に 担 保 余力がない場合でも、 他の十分なる代担保の 提供があれば、 貸付けること

になる。

三 民 法 第三 八 八 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 法 定 地 上 権 が 成 <u>\f</u> す る た 8 0) 要 件 とし て、 土 地 に 抵 当 権 を 設 定

す る 当 時 右 地 上 に 建 物 が 存 在 L 7 1 た ことを 要 す る か と 1 う 間 題 12 0 1 7 は 裁 判 所 は 大

正 兀 年 七 月 __ 日 \mathcal{O} 大 審 院 判 決 が 民 法 第三 八 八 条 \mathcal{O} 規 定 は 抵 当 権 設 定 当 時 既 に 建 物 が 土 地 上

12

存

す

る

場

合

 \mathcal{O}

規

定

で

あ

つて、

抵

当

権

設

定

後

建

物

が

建

築

され

た場

合

に

は

適

用

が

な

1

こと

は

同

条 \mathcal{O} 明 文 上 か 5 ŧ, ま た 同 法 第 三 八 九 条 \mathcal{O} 規 定 لح 0 対 照 考 察 か 5 Ł 疑 \mathcal{O} 余 地 が な 1 とし て、

抵 当 権 設 定 後 に 建 築 さ れ た 建 物 に 0 1 て \mathcal{O} 法 定 地 上 権 \mathcal{O} 成 <u>\f</u> を 否 定 L て 以 来 繰 り 返 え L 同 趣

旨 \mathcal{O} 判 決 を 行 0 7 お り、 学 説 \mathcal{O} 多 数 t 判 例 \mathcal{O} 見 解 を 支 持 L 7 1 る。

れ に 対 L 7 部 \mathcal{O} 学 説 が 判 例 に 反 対 し、 抵 当 権 設 定 後 に 建 築 さ れ た 建 物 12 0 1 7 Ł 抵 当

権 れ を 者 欲 が 土 L な 地 \mathcal{O} 1 な 4 \mathcal{O} 5 競 ば 売 を 同 L 法 た 第 場 三 合 八 に 九 は、 条 に 法 ょ 定 り 地 土 上 地 権 کے \mathcal{O} 建 成 物 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> を を 認 括 8 競 る 売 べ す き れ で ば あ 足 り、 り る 抵 当 L 権 7 者 1 が る

が、極く一部の少数説にとどまつている。

土 7 か 地 は 判 抵 کے 当 例 そ L 権 及 \mathcal{O} て を び 担 設 通 保 定 説 か 価 競 L が 値 売 た と 法 す に 定 L ることが か 7 地 上 か \mathcal{O} わ 評 権 5 を 価 ず、 否 できな に 定 甚 だ す 後 ١ ر に L る こととな そ 1 根 \mathcal{O} 差 拠 地 を は、 上 生 れ ľ 土 に ば、 建 地 る 物 が \mathcal{O} 抵 さい が が 当 建 らい 普 築さ 権 通 地 者 で で は れ あ あ 予 る 0 期 7 法 か L 定 地 な 地 さ、 上 上 7 らい 権 損 権 地 \mathcal{O} 失 \mathcal{O} لح 制 を蒙 負 限 L を 担 7 む 受 を 評 ると 負 け 価 う L る

1

うところ

に

あ

る。

ろう。 設 抵 \mathcal{O} れ 立 定 右 る 場 者 短 権 \mathcal{O} に 立 判 L が 期 設 定 自 賃 例 か つて 貸 t 5 後 近 建 借 他 通 抵 年 物 説 以 人 当 に 外 \mathcal{O} に を 権 至 建 た 反 は 設定当 対 設 0 8 す 7 抵 L に 当 た 設 る · 時 少 昭 場 定 権 に 合 数 和 \mathcal{O} 説 た \equiv \mathcal{O} 実 + 部 行 用 4 をとること 建 六 法 益 に 年二 築 権 定 ょ に ŋ に 地 着 月 す 上 0 立 は、 べ 権 1 し て \bigcirc を 7 7 認 消 は 民 日 V 滅 法 \mathcal{O} \Diamond た 最 る 民 す \mathcal{O} 事 法 明 る 高 案に لح 裁 ŧ 第 文 \equiv は 判 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 と 規 所 権 九 き、 判 す 五. 定 衡 決 を 条 る \mathcal{O} 完成 失す ŧ, 解 民 12 ょ 釈 法 後 従 ること 上 n \mathcal{O} 困 来 \mathcal{O} 建 例 建 \mathcal{O} 前 外 難 لح 物 判 上、 的 で に な あ 例 に 対 抵 る 保 る す 当 護 で 通 る さ 説 あ 権

さ 法 定 れ 地 る 上 か ら、 権 \mathcal{O} 成 現 <u>\f</u> 行 を 民 否 法 定 \mathcal{O} 下 L て に お *(*) る。 7 て 今、 0) に 裁 わ 判 所 か に 0) 態 前 度 記 少 は 今後 数 説 t \mathcal{O} 見 維 持 解 さ を 採 れ るで ること あ は ろうこと 相 当で が な 予 7 لح 測

考え

5

れ

る。

建 が 物 通 な お、 \mathcal{O} 例 で 存 続 あ 抵 当 とい る 結 権設定後に建物 う公 果、 益 土 的 地 と 要 求 建 が は 物 達 を 建築され せ 同 5 人が れ ることにな た場合には、 競 落 し、 る。 建 物 民法第三八 \mathcal{O} 維 持 存 続 九条により一 を 図 り 得 る 括 0 で 競 売をするの あ る か ら、

0 制 題 取 次 度 に り \mathcal{O} 般 \mathcal{O} 扱 在 的 つ 立 わ り方、 な法秩 で 法 れ 論 あ る 0 わ で 不 て あ 序 が 動 る 玉 0) 産 下に が か \mathcal{O} 取 法 カン 引 る 律 間 お 0 調 制 題 *(*) 実 整 度 は て 右 体 は、 \mathcal{O} :等を 下 土 0 担 12 地 少 総 保 لح お 数説 合 権 建 1 的 物 者 7 に に لح 及 担 検 即応するような部分的立法 保 を び 討 各 用 権 考慮してなされるべきも لح 別 益 用 権 \mathcal{O} 不 者 益 動 \mathcal{O} 権 利 を 産 とし تلح 害 \mathcal{O} \mathcal{O} て ょ 衡 平、 う 法 に 律 \mathcal{O} 上 調 不 Oみ ₽ 整 で 動 を行なうこと す あ 産 取 引 る る に 関 上 か か ら、 す لح ŧ る 各 1 現 別 公 う

行

示

間

に

は、 慎 重 に 検 討 を 要 す る ŧ \mathcal{O} لح 考 え 5 れ る。

兀 民 法 第 三 八 八 条 が 前 記 学 説 \mathcal{O} ょ う に 解 さ れ な 1 場 合 に は 公 庫 事 業 寸 は \mathcal{O} イ で 述 ベ た

ょ う に 敷 地 \mathcal{O} 競 売 に ょ Ŋ 建 物 \mathcal{O} 担 保 価 値 が な < な る 恐 れ が あ る \mathcal{O} で、 他 に 十 分 な 代 担 保 が な

1 限 ŋ 当 該 敷 地 だ け で + 分 な 担 保 余 力 が あ ることが 必 要 で あ る が \mathcal{O} 場 合 に は 必 ず L ŧ 第

順 位 \mathcal{O} 抵 当 権 で あ るこ と は 必 要 で な 1 とし て 1 る

五.

公

庫

事

業

寸

が

融

資

物

件

た

る

建

物

 \mathcal{O}

ほ

か

に

当

該

敷

地

に

0

1

7

£

第

順

位

 \mathcal{O}

抵

当

権

を

設

定

L

7

1 る 場 合 \mathcal{O} 理 由 は で 述 ベ た کے お り で あ り、 開 発 銀 行 中 小 企 業 金 融 公 庫 等 に お 1 7 ŧ 建 物

を 担 保 に 徴 す る 場 合 12 は 同 様 \mathcal{O} 理 由 か 5 当 該 敷 地 に 0 1 て ŧ 第 順 位 \mathcal{O} 抵 当 権 を 設 定 す る 必

要 が で 7 < る 場 合 が あ る لح 考 え 5 れ る

ま た、 公 庫 事 業 寸 は 融 資 物 件 を 第 順 位 \mathcal{O} 抵 当 権 と し 7 徴 L 7 1 る 場 合 が 大 部 分 で あ る

が れ は 開 発 銀 行 中 小 企 業 金 融 公 庫 等 に お 1 て は 公 庫 事 業 寸 に 比 L 7 融 資 対 象 \mathcal{O} 範 用

が 広 < 抵 当 権 設 定 \mathcal{O} 対 象 物 件 ŧ 広 範 囲 12 わ た り、 従 つて、 値 均 てい 不 動 ん、 さ 産 に 抵 当 権 で、 を 設 定 必 す る 場 合に

順 位 \mathcal{O} 抵当 権 \mathcal{O} 設 定 を必必 要とし な 1 場 合 が 多 7 \mathcal{O} に 対 し、 公 庫 事 業 寸 \mathcal{O} 貸 付 対 象 者 は 他 に

お

7

7

ŧ,

他

 \mathcal{O}

不

動

産

以

外

 \mathcal{O}

物

件

に

0

1

7

広

<

担

保

価

を

せ

う

る

0

ず

L

ŧ

第

+ 分な 代 担 · 保 を 有 L な **,** \ 場合が多いことか ら、 融資 物 件 た る 建 物 に 第 順 位 \mathcal{O} 抵 当 権 を設 定 せ

ざるを 得 な 7 と 7 う 事 情 が あることを考慮す る 必 要が あ ると考え る。

六 公庫 事 業 寸 に お 7 て Ŕ 抵当 権 を設定させ る 場 合 に は、 借手 \mathcal{O} 資 格、 信 用、 能 力 等 を総 合

的 に 勘 案 L 7 行 な 0 て 7) るところで あ り、 当 該 敷 地 \mathcal{O} 上 に 既 に 第 順 位 0 抵 当 権 が 設 定 さ れ 7

1 る 場 合 で ŧ, <u>ー</u>の ょ う な 条 件 を充 足 す れ ば 貸 付 け を す ることに L 7 1 る 等 弾 力 的 な 取 扱 を L

て 1 ると考 え る が、 今 後 لح ŧ 政 策 目 的 を 達 成 す る ため、 できる限 り 実 態 に 即 L た 弾 力 的 な 取 扱

をす

るよう努力

してて

, ,

きたいと考えて

()

る。

右 字 答 弁する。